



市民安全情報



平成29年度 第2号

平成29年4月13日

◆事件発生情報(4月1日~4月10日)

月	日	曜日	事件種別	件数	発生地区等	参考事項
4月	1日	土	万引き	2	中央北、草深	
	2日	日	車上ねらい	1	発作	
	3日	月	器物損壊	2	松崎、小倉台	
	4日	火	万引き	1	西の原	
	5日	水	器物損壊	1	松崎	
	6日	木	車上ねらい	1	小林大門下	
	7日	金	詐欺(オレオレ)	1	小林	
	8日	土	器物損壊	1	若菰	
	9日	日	詐欺(無銭飲食)	1	大森	
			オートバイ盗	1	草深	
			置引き	1	鹿黒	
	10日	月	器物損壊	1	松崎	
			万引き	2	牧の原、西の原	
			オートバイ盗	1	小倉台	
			非侵入窃盗その他	1	原	
自転車盗			1	東の原		

【ペンキによる汚損に注意して下さい！】

器物損壊罪は、物を壊した場合に適用されるのが典型ですが、ひどい落書きやペンキによる汚損も該当します。今回、松崎地区において墓石や地藏像、さらには石碑や鳥居の支柱にもペンキ様のものによって汚損される事案が発生しています。最近、全国でも神社仏閣への液体撒布事件が取り沙汰されていますが、そうした模倣犯とも考えられます。防犯パトロール時に、落書きや故意に壊されたと思われるような場所を発見した際には、印西警察署(42-0110)に連絡して下さい。(器物損壊罪: 罰則 ~3年以下の懲役又は30万円以下の罰金もしくは科料)

印西市HP掲載中：印西市HP「暮らしの情報」→「安全・安心」→「防犯」→「市民安全情報」

<http://www.city.inzai.lg.jp/>